

資料 1



基本計画案



第1章 一人ひとりが輝くまちづくり ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

1 人権尊重・平和の推進

【現況と課題】

人が生まれながらに持っているだれからも侵されることのない権利として、日本国憲法で、国民の基本的人権が保障されています。

しかし、今なお誤った知識や偏見に基づく差別などとともに、いじめや虐待、家庭内暴力などさまざまな人権問題（侵害）が生じており、家族のきずな・ふれあいや人々への思いやりの心を育むまちづくりが求められています。また、情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した新たな人権侵害も発生しています。

本町は、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざしていくため、『人権擁護都市宣言』を行い、関係機関・団体と連携をとりながら、人権教育・啓発活動を推進しています。

また、『憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言』、『非核平和都市宣言』を採択し、これまで平和の推進に努めてきました。

今後も、住民の人権意識の高揚・平和の推進に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、家族のきずなや思いやりの心を大切に
する人権教育・啓発活動の推進を図る必要があります。

【まちづくりの方向】

基本的人権が尊重された明るいまちづくりのため、住民一人ひとりがあらゆる差別に対して、しない・させない・許さないという意識を醸成する人権教育・啓発活動の推進に努めます。また、人権相談など人権擁護施策の充実に努めます。

平和の尊さや戦争の悲惨さを学ぶ場づくり、平和意識の高揚に努めます。

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 人権擁護施策の推進
- (3) 平和の推進



【まちづくり計画】

(1) 人権教育・啓発の推進

- 人権に関する住民の意識の醸成に努めます。また、さまざまな機会をとらえ、人権をまもる会と連携を密にし、人権を尊重する社会の実現に向けて、啓発活動に取り組みます。
- 人権の尊さや差別・偏見に対する正しい理解と認識を深めるよう、学校教育や生涯学習において、人権の大切さを学ぶ人権教育を推進します。
- 人権啓発冊子や広報紙などを通じて、人権意識の醸成に努めます。

(2) 人権擁護施策の推進

- 人権相談の充実を図るとともに、人権擁護委員などと連携しながら人権侵害に対する救済と保護に努めます。
- いじめや虐待など、子どもの人権侵害の防止に向けた取り組みを推進します。
- 高齢者や障がい者などに対する人権擁護や虐待防止に向けた取り組みを推進します。

(3) 平和の推進

- 平和の実現は人類共通の願いです。そのため、非核平和の尊さを住民一人ひとりが認識できるよう、講演会・展示会などの活動を通じて、広く住民に訴えていきます。



2 男女共同参画社会の実現

【現況と課題】

少子高齢化、社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある地域社会を築くためには、男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

このため、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮して充実した生活を享受できる社会の構築が強く求められています。

本町では、「河南町男女共同参画プラン」に基づき、審議会等への女性の登用など啓発活動を進めてきました。

今後とも、男女共同参画社会に対する理解を深め、男女がお互いに認め合い、支え合いながら、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思と責任に基づいて社会に参画する、明るく開かれた地域社会を築く必要があります。

そのため、家庭、職場、地域など、あらゆる場において男女とも一層の意識改革を図る取り組みが必要です。

また、パートナーなどからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力については、女性の人権を保障する視点に立って対処する重要な課題となっています。

【まちづくりの方向】

「河南町男女共同参画プラン」に基づいて、男女共同参画社会理念の普及やささまざまな分野で性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に努めます。

- (1) 社会環境の整備
- (2) 男女共同参画社会の実現



【まちづくり計画】

(1) 社会環境の整備

- 審議会委員等への女性の登用をより一層推進し、政策・方針決定の場に参画しやすい環境を整備します。
- 家庭・地域生活と仕事の両立支援や雇用における男女の均等な機会・待遇の確保に関する施策の推進など、さまざまな分野において、総合的に男女共同参画を推進します。
- 女性の社会進出を促進するため、就職希望者への情報提供や能力開発などの施策を推進するとともに、放課後や長期休業期間中の保育の充実に努めます。
- ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動の推進や相談の充実に努めます。

(2) 男女共同参画社会の実現

- 男女共同参画の視点に立ち、社会制度・慣行の見直しに向けた意識改革の推進に努めます。
- 家庭、学校、地域において男女の平等や男女共同参画の理念について、教育や学習の充実に努めます。



3 国際交流の推進

【現況と課題】

情報通信網や交通網などの発達により、世界的規模で人、物、情報の交流が活発化し、グローバル化が進展しています。

また、地域の国際化も進展しており、本町においても、大阪芸術大学などで学生や教授の交流が活発に行われています。

このような社会情勢から、住民一人ひとりの国際感覚や国際理解を高めていくことが重要であり、国際性豊かな人材の育成に努め、あわせて情報発信や国際交流の機会を拡充する必要があります。

また、在住外国人や留学生が本町に親しみを持ち、暮らしやすい環境づくりを進める必要があります。

【まちづくりの方向】

国際化の進展に対応し、本町の歴史や文化などを町内外に発信するとともに、異文化を理解し尊重する意識を醸成します。また、国際社会においてコミュニケーションがとれる国際性豊かな人材の育成、住民のさまざまな場における外国人との交流・友好が活発に行われる環境づくりをめざします。

- (1) 国際交流の推進
- (2) 国際化に向けた環境整備

【まちづくり計画】

(1) 国際交流の推進

- 教育や文化、芸術、スポーツなど、幅広い分野において、友好都市の提携、大阪芸術大学などの関係機関と連携した国際交流の促進に向けたネットワークづくりを検討します。
- 住民と外国人との相互理解を深めるため、家庭におけるホームステイなどの受け入れを検討するとともに、交流の機会の充実に努めます。
- 住民の自主的な国際交流活動を展開する団体や個人を支援する施策を検討します。



(2) 国際化に向けた環境整備

- 幼稚園、小・中学校において、外国人英語指導助手（ALT）などによる語学指導の充実を図るとともに、外国の歴史や文化などを学ぶ機会の充実などの国際理解教育を進めます。
- 外国人にやさしいまちづくりや本町の情報発信の充実を図るため、各種パンフレットの外国語表記を進めるとともに、公共施設やホームページなどの外国語対応を検討します。



4 ボランティアなどの住民活動の促進

【現況と課題】

住民の一人ひとりが地域づくりの担い手であり、地域における福祉や教育、防犯、防災など地域ぐるみでのまちづくりが求められています。

本町においても、自主防災組織や NPO 団体などによる活発な活動が行われつつあります。

今後、住民のボランティア意識の啓発及び定着を図り、あわせて地域における主体的・自主的な活動の一層の促進に努めることが重要です。

【まちづくりの方向】

住民の一人ひとりが、よりよい地域づくりの担い手であるという自覚を促し、福祉、環境をはじめ、日常生活のさまざまな分野における自発的・主体的なボランティア活動への参加を促進します。また、各種団体への支援を進め、ボランティア活動の活性化を図ります。

- (1) ボランティア意識の啓発
- (2) ボランティア活動の支援

【まちづくり計画】

(1) ボランティア意識の啓発

- 地域づくりの担い手としての役割意識を住民に啓発し、ボランティア活動への参加意識の高揚を図ります。

また、研修や講座、教育を通じて、ボランティア活動へ参加できる環境づくりを進めるとともに、高齢者や障がい者などのニーズに対応したさまざまなボランティアの育成に努めます。



(2) ボランティア活動の支援

- ボランティアやNPO団体をはじめとする住民の活動に関する情報提供や活動の機会づくりなどに努め、住民の自主的な活動を促進します。
- 福祉や防犯・防災など、さまざまな分野の団体が活発に活動できる体制づくりに努め、地域ぐるみでのまちづくりを進めます。



5 生涯学習の支援

【現況と課題】

社会・経済情勢が急速に変化する中で、住民の学習ニーズはますます多様化し、高度化しています。充実した人生を過ごすため、生涯学び続け、自己実現を図ることができる生涯学習社会の確立が求められています。

町では、大阪芸術大学との連携による学習講座や各種教室を開催し、生涯学習の機会拡充に努めています。また、公民館図書室においては、より一層の蔵書の充実に努める一方、インターネットなどを活用した生涯学習にかかる情報提供に努めています。

今後、住民の学習ニーズを把握し、多彩な生涯学習プログラムを提供するとともに、社会教育施設の整備など、総合的な生涯学習環境づくりを進めていく必要があります。

【まちづくりの方向】

住民の生涯学習活動を支援するため、大学などの関係機関と連携し、すべての世代でそれぞれの学習意欲に応じた学習機会を提供するとともに、社会教育施設の整備・拡充による機能の充実に努めます。また、大学・博物館との連携により、生涯学習機会の充実に努めます。

- (1) 生涯学習活動の促進
- (2) 多様な学習機会の充実

【まちづくり計画】

- (1) 生涯学習活動の促進
 - 住民の自発的な学習活動を促進するため、ホームページや広報紙などを通じて、住民ニーズに沿ったさまざまな生涯学習情報の提供に努めます。
 - 多様化、高度化する住民の学習ニーズに対応するため、幼児から高齢者にいたるまで、住民のライフサイクルに応じた各種講座の充実に努めます。



- 社会教育関係団体や各種サークルを育成・支援し、住民の自主的な活動を促進します。また、多様な技能や経験を持ち合わせる人材の発掘に努めます。

(2) 多様な学習機会の充実

- 大阪芸術大学や近つ飛鳥博物館などと連携し、その専門的な知識、情報をいかした学習機会の提供に努めます。
- 住民の多様な読書ニーズに応えるため、図書室においては、利便性の向上のためのサービスを充実するとともに、巡回文庫などによる子どもの読書への関心を高めるなど、貸し出しや蔵書の充実に努めます。
- 住民の生涯学習の場となる公民館などの社会教育施設は、機能の充実や施設の整備を進めるとともに、余裕教室の有効利用など、学校の施設開放に努めます。



6 文化・芸術の振興

【現況と課題】

多くの住民が文化・芸術に親しみ、地域の歴史などを知ることが、新たな文化が誕生し、まちの魅力を高めるとともに、地域社会の活力増進が図られるものと期待されています。

本町では、芸術鑑賞の機会として、公民館やぷくぷくドームなどの施設において文化講演などを開催しています。また、日頃の活動成果を発表する場の提供など、住民の文化活動への支援、さらに各種講座や教室を開催し、文化・芸術の振興に取り組んできました。

今後、文化協会や大阪芸術大学との連携をより一層図りながら、文化・芸術に親しめる環境づくりや文化活動の促進に努めるとともに、文化交流を推進することが求められています。

【まちづくりの方向】

住民の文化・芸術活動を促進するとともに、大阪芸術大学などと連携を図り、文化活動の場や鑑賞の機会を提供し、豊かな文化・芸術の創造に努めます。

(1) 文化芸術活動の促進

(2) 文化交流の推進

【まちづくり計画】

(1) 文化芸術活動の促進

- 多様な文化活動を促進するため、情報発信を行うとともに、講演会や講座などの開催を通じ、住民の文化意識の高揚に努めます。
- ぷくぷくドームをはじめとした諸施設を活用し、さまざまな文化・芸術にふれあう機会の提供や文化的行事、イベントの開催支援など、文化振興に努めます。
- 近つ飛鳥博物館との連携を図りながら、南河内の歴史・文化の発信源として、その活用を図ります。



- 大阪芸術大学と連携を図り、大学の特性をいかした文化・芸術活動の展開を図るとともに、新たな文化・芸術を創造することができる環境づくりを検討します。
- 伝統的行事の継承や民俗資料などの収集・保存に努めます。
- 住民の自主的な文化活動の促進を図るため、文化協会をはじめとした団体などの育成に努めます。
- 住民の多様なニーズに応えるため、文化振興機能を有した各種施設の整備を図ります。

(2) 文化交流の推進

- 一人ひとりが輝くまちづくりを進めるため、多彩な分野における文化交流の推進を検討します。



7 歴史的風土の継承

【現況と課題】

本町の歴史は古く、縄文時代早期から人々が住み始め、古墳時代には数多くの古墳が築かれました。「近つ飛鳥風土記の丘」には、我が国の代表的な古墳群である一須賀古墳群が保存・整備されています。また、瓢形双円墳としては国内最大のもので、国の史跡に指定されている金山古墳、そして寛弘寺古墳は、歴史に身近に触れることのできる公園として整備しています。さらに、西行法師ゆかりの弘川寺には府指定天然記念物の「かいどう」があり、寺内町である大ヶ塚、高貴寺、平石城跡などの歴史的資源が豊富です。

近つ飛鳥博物館や関係機関等と連携・協力し、これらの歴史的資源を町の個性として受け継ぎ、積極的に活用していくことが重要です。

【まちづくりの方向】

町の魅力であるこれらの歴史的資源を積極的に町内外へ発信し、活用を図ります。貴重な歴史的遺産を保全するとともに、文化歴史風土をいかしたまちづくりを進めます。

- (1) 歴史的資源の活用
- (2) 文化財の保全・活用

【まちづくり計画】

- (1) 歴史的資源の活用
 - ホームページやパンフレットなどを充実し、町の歴史的資源の魅力を発信します。
 - 近つ飛鳥博物館などとの連携・協力により、歴史・文化にふれ、学ぶことができる機会の拡充に努めます。
 - 国史跡金山古墳や寛弘寺古墳、一須賀古墳群、大ヶ塚寺内町など貴重な歴史的資源の魅力を高めるため、そのネットワーク化に努めます。



(2) 文化財の保全・活用

- 国道309号（河南赤阪バイパス）の整備にあわせて、国史跡金山古墳公園周辺環境整備を進めます。
- 文化財の調査研究を進め、歴史文化に対する住民の意識を高めるため、啓発活動に努めます。
- 宅地造成等における開発事業者の協力を得ながら文化財調査を行い、埋蔵文化財の保護に努めます。



8 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【現況と課題】

スポーツ・レクリエーション活動は、心身の鍛練や健康増進に役立つとともに、住民相互の交流を深め、豊かな地域生活を営む上で大きな役割を担っています。

スポーツ活動を支援する施設として、びくびくドーム、総合運動場などがあります。近年、健康・体づくりに対する関心がますます高まる中、多様なスポーツニーズに対応し、年齢や体力に応じて、住民が生涯に渡ってスポーツ活動を行うことができる環境づくりが求められています。

今後も、スポーツ施設の有効活用や利用促進に努めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの自主的活動に対する支援や指導者の育成・確保、スポーツ教室の充実など、スポーツ活動の振興のため、活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

また、「弘川寺歴史と文化の森」や金剛生駒紀泉国定公園の峰々を縦走する「ダイヤモンドトレール」などの自然資源に恵まれている本町には、自然や歴史的資源を結ぶルートとして「自然と歴史の散歩道」、南河内地域一体の自然や歴史等を結ぶルートとして「河内ふるさとのみち」が設定されているほか、レクリエーション施設として、ゴルフ場や観光牧場があります。

心身のリフレッシュのために町外からの利用者も多いウォーキングやハイキングコースなどの整備や資源の有効活用にも努める必要があります。

【まちづくりの方向】

すべての住民が、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しみ、健康づくりに励むことができるよう、施設の有効活用を進めるとともに、各種スポーツ事業の推進とリーダーの育成を図ります。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の充実
- (2) スポーツ・レクリエーション活動環境の整備



【まちづくり計画】

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の充実
 - スポーツ団体等がより活発に活動できる環境づくりや支援を行うとともに、多種多様な住民ニーズに対応するため、指導者の育成や資質の向上を図ります。
 - 気軽に健康・体力づくりやスポーツを楽しめる教室の開催に努めます。
 - 各種スポーツ大会などについて、多くの住民の参加やスポーツ団体等の活発な活動ができるよう努めます。

- (2) スポーツ・レクリエーション活動環境の整備
 - だれもが気軽にレクリエーションを楽しめるよう、「自然と歴史の散歩道」や「河内ふるさとのみち」などのウォーキングやハイキングコースの整備に努めます。
 - 身近にスポーツを楽しめる環境づくりのため、学校体育施設の開放に努めるとともに、既存体育施設の整備・改修を進めます。



9 情報化の推進

【現況と課題】

近年、情報通信技術が飛躍的に進歩し、社会経済活動や住民生活に大きな変化をもたらしました。

本町では光ファイバー網の普及とともに高速インターネットによる公共施設のネットワーク化に努め、職員の一人一台パソコンの配置により、より多くの情報の共有化に努めてきました。また、町ホームページから申請書類等が入手できることや住民基本台帳ネットワークの運用など、情報通信基盤を活用した住民サービスの向上を図ってきました。

住民が接する情報が質・量ともに増大し、高度化・多様化する情報ニーズに対応し住民サービスの向上を図るため、いつでもどこでも情報通信ネットワークにつながる「ユビキタス社会」をめざし、情報提供の一層の充実、情報化の基盤づくりやネットワーク化に努める必要があります。

反面、個人情報の漏えいなどが社会的な問題となっており、情報化を進めるにあたって、個人情報の保護やネットワークセキュリティの確保といった新たな課題も発生しています。今後、より一層のセキュリティ対策を図り、住民の信頼を高める必要があります。

【まちづくりの方向】

いつでもどこでもだれでも利用できる暮らしの情報化を図り、住民の利便性と行政の効率性の向上をめざします。

また、インターネットなどを利用した犯罪を未然に防止するとともに、個人情報保護に万全の対策を講じ、安心して生活ができる高度情報社会の形成をめざします。

- (1) 情報化の推進
- (2) 推進体制の確立



【まちづくり計画】

(1) 情報化の推進

- 庁舎、学校など、公共施設間の情報ネットワーク化を通じて、行政情報や地域情報を共有化し、行政の効率化や住民の利便性向上を図ります。
- 住民が容易に生活に関連する情報を入手し、また、住民からの情報発信を容易に行えるよう、より利用しやすいホームページの充実に努めます。
- 学校教育や生涯教育を通じて、パソコン等の基礎教育の充実に努め、高度情報化社会に対応できる人材の育成に努めます。
- 光ファイバー網など、情報通信基盤の有効活用を促進するとともに、電子申請システムや電子入札システム、地方税の電子申告システムなど、行政サービスの電子化を検討します。

(2) 推進体制の確立

- 個人情報の保護が徹底されるような運用や仕組みづくりを行い、住民のプライバシーの保護に努めます。
- 情報セキュリティに対する職員の意識を高め、安全かつ情報漏洩のない情報化行政の運営に努めます。
- インターネットなどを悪用した犯罪の防止に向けて、住民意識の高揚と啓発に努めます。



10 心豊かなコミュニティの形成

【現況と課題】

ライフスタイルの多様化や核家族化など、地域を取り巻く環境の変化により、地域社会における人間関係が希薄化し、その相互扶助機能は低下しています。

一方で、地域福祉や環境・防犯活動など、地域における課題をできる限り、地域で解決していく仕組みづくりが求められています。

また、地域での催しや伝統的行事などのコミュニティ活動を通じて、人と人のふれあいや融和を促進し、地域への誇りや郷土を愛する心にあふれたコミュニティを形成することが重要です。

こうした、コミュニティ活動の活性化を図るため、コミュニティの核となる自治会組織などへの支援、活動を支える人材の育成に積極的に取り組む必要があります。

【まちづくりの方向】

子どもから高齢者まで多様な世代が交流を深め、互いに支えあいつながらいきいきと生活できる、連帯感や郷土愛にあふれた地域コミュニティの実現をめざします。

また、住民、自治会、NPOなどが連携し、主体的に地域の課題に取り組めるような仕組みづくりを検討します。

- (1) コミュニティ活動の促進
- (2) コミュニティ活動の拠点づくり

【まちづくり計画】

- (1) コミュニティ活動の促進
 - 地域におけるふれあい交流や福祉・環境など多様なコミュニティ活動を促進し、地域に対する誇りや郷土を愛する心を育てるまちづくりを進めます。
 - 地域ごとの特色や現状を踏まえ、地域が自主的に課題解決に取り組むための仕組みを検討します。



- コミュニティ団体や NPO 団体などの活動支援に努めます。
- 団塊の世代等の知識や経験をコミュニティ活動に有効にいかせるような仕組みづくりを検討します。
- コミュニティ活動の担い手となる人材の育成を支援します。

(2) コミュニティ活動の拠点づくり

- 地区集会所などコミュニティ活動の拠点となる施設の整備、充実に努めるとともに、住民参加による施設の管理運営などの方法を検討します。